

雇用保険受給に関する誓約書

東淀川健康保険組合 理事長 殿

この度、健康保険の被扶養者認定の申請にあたり、雇用保険求職者給付基本手当(失業等給付)の受給を予定しておりますので、下記の事項について誓約いたします。

記

1. 貴組合に認定対象者のマイナンバー未提出の場合には、後日^{※1}「基本手当日額の確認できる受給資格者証(写)」を提出すること。
2. 基本手当日額が^{※2} 認定基準日額以上の場合、初回基本手当の支給が決定された後、速やかに被扶養者異動削除届を提出し、保険証を返還すること。
3. 当誓約書を提出した後に就業を開始した場合は、速やかに被扶養者異動削除届または、扶養認定基準内の収入である証明書を提出すること。
4. 手続きが遅延した場合や本誓約内容と異なった事実が判明した場合は、遡って被扶養者資格の取消等の処分が行われても異存の無いこと。これに伴い、保険給付返還金が発生した場合は、全額返納すること。

以上

令和	年	月	日
事業所名			
健康保険の記号番号 (.....)			
被保険者氏名(自署)			
認定対象者氏名 (続柄)			

※1 原則、基本手当日額等の情報はマイナンバーを利用し取得します。

※2 認定対象者が 60 歳未満 = 日額 3,612 円 / 60 歳以上 = 日額 5,000 円